



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 雪印メグミルク株式会社
代表者名 代表取締役社長 西尾 啓治
(コード番号 2270 東証第 1 部・札証)
問合せ先 広報部長 渡辺 滋
(TEL 03-3226-2124)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 7 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 平成 28 年 2 月 25 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、取締役会の監督機能の強化および業務執行の機動性向上を図るため、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 7 回定時株主総会の承認を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な項目について、定款の変更を行なうものであります。

- ① 監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役および取締役会に関する規定の変更等
 - ② 取締役会決議によって、取締役会が有する「重要な業務執行の決定」の権限の全部または一部を取締役に委任できるようにする規定の新設
 - ③ 監査役の責任免除および責任限定契約に関する規定を削除することに伴う経過措置の新設
- (2) 「株式取扱規程」の名称を「株式取扱規則」に変更いたします。これに伴い、必要な項目について、定款の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 28 年 6 月 28 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 28 日 (予定)

※現行定款の全文は、当社ウェブサイトよりご覧いただけます。

<http://www.meg-snow.com/ir/stock/>

以上

【別紙】

(下線部は変更箇所です。)

現行定款	変更案
<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 当社の株主は、<u>株式取扱規程</u>に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 当社の株主は、<u>株式取扱規則</u>に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株主権行使の手続きその他の取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>株式取扱規程</u>による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 当社の株主権行使の手続きその他の取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>株式取扱規則</u>による。</p>
<p>(員 数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>20</u> 名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(員 数)</p> <p>第 20 条 <u>1. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>15</u> 名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p>
<p>(選 任)</p> <p>第 21 条 (新設)</p> <p><u>1. 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p><u>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(選 任)</p> <p>第 21 条 <u>1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p><u>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(解 任)</p> <p>第 22 条 取締役の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</p>	<p>(解 任)</p> <p>第 22 条 <u>1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株</p>

<p>が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>(新設)</p>	<p>主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p>
<p>(任 期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 23 条 <u>1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第 25 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第 25 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長、取締役副会長、社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定する</u>ことができる。</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第 26 条 1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 前項の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前迄に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 26 条 1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 前項の招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前迄に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

<p>4. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>5. (条文省略)</p> <p>6. 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行ない、これを10年間本店に備え置く。</p>	<p>4. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名を行ない、これを10年間本店に備え置く。</p>
(新設)	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
第27~28条 (条文省略)	第28~29条 (現行どおり)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
第30条 (条文省略)	第31条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	(削除)
<p><u>(員数)</u></p> <p>第31条 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	(削除)
<p><u>(選任)</u></p> <p>第32条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p>	(削除)
<p><u>(任期)</u></p> <p>第33条 1. 監査役の任期は、選任後4年</p>	(削除)

<p><u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会)</u></p> <p><u>第 35 条 1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前迄に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>3. 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p> <p><u>4. 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行ない、これを10年間本店に備え置く。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 37 条 1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を</u></p>	(削除)

<p><u>締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会)</u> <u>第 33 条 1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前迄に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>3. 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行なう。</u> <u>4. 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名を行ない、これを 10 年間本店に備え置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第 34 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第 <u>38</u>～<u>41</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>35</u>～<u>38</u> 条 (現行どおり)</p>
<p>附則 第 1 条 第 23 条の規定にかかわらず、平成 26 年 6 月 26 日開催の第 5 回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成 28 年開催の定時株主総会終結の時ま</p>	<p>附則 (削除)</p>

<p>でとする。本附則は、当該期日経過後これを削除する。</p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 7 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>第 2 条 第 7 回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 427 条第 1 項に基づく損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>